

C a b a n a 短期入所事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社B A I L A（以下「事業者」という。）が設置するC a b a n a短期入所事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、支給決定を受けた障害児（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、法及び「静岡市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 事業の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 C a b a n a

（2）所在地 静岡市清水区興津東町 1176-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）生活支援員 2名以上

利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う。

（主たる対象者）

第6条 事業所は主たる対象者を以下のとおりとする

障害児

（事業所の利用定員）

第7条 事業所の形態及び利用定員は以下のとおりとする。

単独型 3名

2 事業者は前項に規定する利用定員および居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（サービスの提供）

第8条 事業所で行う指定短期入所の内容は次のとおりとする。

- （1） 食事の提供
- （2） 入浴または清拭
- （3） 身体等の介護
- （4） 機能訓練
- （5） 生活相談
- （6） 健康管理
- （7） 送迎サービス
- （8） 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定短期入所を提供した際には、支給決定を受けた利用者の保護者（以下、「支給決定障害者等」という）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費については、利用者から徴収するものとする。この場合の利用料金については、別表に定める。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- （1） 室内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。
- （2） 宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行わないこと

（利用者負担額等に係る管理）

第11条 事業者は、利用者の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供する及び他の指定短期入所事業所等が提供する指定障害福祉サービスを受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定短期入所事業に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、当事業所は、利用者負担額

合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施地域は、静岡市清水区域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 13 条 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 14 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 15 条 提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供したサービスに関し、法の定めるところにより、静岡市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して静岡市長が行う調査に協力するとともに、静岡市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 16 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定短期入所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び、虐待防止委員会の設置
- (2) 施設における虐待防止のための指針整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は、他の利用者等の生命又身体、権利が危険にさらされる等の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命、又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
- (2) 身体的拘束等を行う以外に生命又は、身体を保護する手段がないこと
- (3) 身体拘束等が一時的のものであること。

3 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う時には、管理者、従業者等の数名の組織で判断をし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要事項を記録し保管する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

(感染症に関する事項)

第20条 事業者は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- (1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- (2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- (3) 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。